

テナント総合安心保険【約 款】

第1章 総則

第1節 一般条項

- 第1条 この商品と約款、加入内容確認証について
- 第2条 用語の意味
- 第3条 保険期間
- 第4条 被保険者の範囲
- 第5条 複数契約の禁止
- 第6条 契約申込時の告知義務
- 第7条 契約後の通知義務
- 第8条 保険契約の無効、取消
- 第9条 保険契約の失効
- 第10条 保険契約の解除
- 第11条 通知承認前の保険金支払の特則
- 第12条 保険契約の任意解約
- 第13条 解約返戻金
- 第14条 加入コース変更の不可
- 第15条 保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をおこなう場合
- 第16条 更新契約の引受けの中止、または更新契約内容を見直す場合
- 第17条 時効、準拠法および訴訟の提起

第2節 保険金請求と保険金支払

- 第18条 保険金の受取人
- 第19条 事故報告の手続き
- 第20条 事故発生による保険契約者および被保険者の義務
- 第21条 保険金請求の手続き
- 第22条 保険金の支払時期
- 第23条 代位
- 第24条 他の保険契約などがある場合の保険金の支払額
- 第25条 保険金支払い後の保険契約の特則
- 第26条 補償上の紛争の処理
- 第27条 時効

第2章 テナント損害安心保険

第1節 業務用什器備品保険条項

- 第28条 業務用什器備品保険の目的
- 第29条 業務用什器備品保険金を支払う場合
- 第30条 業務用什器備品保険金の支払額
- 第31条 業務用什器備品保険金を支払わない場合
- 第32条 損害防止義務および損害防止費用
- 第33条 損害調査における特則
- 第34条 残存物および盗難品の帰属

第2節 費用保険条項

- 第35条 費用保険金を支払う場合
- 第36条 費用保険金の支払額

第3節 修理費用保険条項

- 第37条 修理費用保険金を支払う場合
- 第38条 修理費用保険金の支払額
- 第39条 修理費用保険金を支払わない場合

第3章 テナント賠償責任安心保険

第1節 借家人賠償責任保険条項

- 第40条 借家人賠償責任保険金を支払う場合
- 第41条 借家人賠償責任保険金の支払額
- 第42条 借家人賠償責任保険金を支払わない場合
- 第43条 損害賠償責任解決の特則

第2節 施設賠償責任保険条項

- 第44条 施設賠償責任保険金を支払う場合
- 第45条 施設賠償責任保険金の支払額
- 第46条 施設賠償責任保険金を支払わない場合
- 第47条 損害賠償責任解決の特則

特約条項

- 別表1 用語の意味 一覧表
- 別表2 短期率表
- 別表3 重複契約の場合の支払按分計算について

第1章 総則

第1節 一般条項

第1条 (この商品と約款、加入内容確認証について)

1. 株式会社全管協共済会（以下「当社」といいます）の商品である「テナント総合安心保険」は、火災等の事故から財産を守る「テナント損害安心保険」と、損害賠償責任に備える「テナント賠償責任安心保険」からなる賃貸テナント入居者向けの総合保険です。
2. 「テナント損害安心保険」では、業務用什器備品保険、費用保険、修理費用保険を対象としています。
3. 「テナント賠償責任安心保険」では、借家人賠償責任保険、施設賠償責任保険を対象としています。
4. 商品の内容はこの約款に定めるとおりであり、約款の構成は、第1章に全体に係る総則、第2章以下に各保険固有の条項を定めています。
5. 当社は保険契約が成立したときは、その契約内容を加入内容確認証としてモバイル、インターネットなどの電子的方法によりただちに提供します。また、保険契約者から請求のある場合には遅滞なく保険証券を交付します。

第2条 (用語の意味)

この約款で使っている用語の意味は、「別表1 用語の意味一覧表」に定めるとおりです。

第3条 (保険期間)

保険期間は、保険料が領収されていることを条件として、加入内容確認証に記載の初日の0時に始まり、末日の24時に終了します。

第4条 (被保険者の範囲)

この保険契約における被保険者は、加入内容確認証に記載の入居者となります。ただし、借家人賠償責任保険条項、施設賠償責任保険条項における被保険者には、責任無能力者を含みません。

第5条 (複数契約の禁止)

この保険契約の被保険者は、重複して当社の他の保険契約の被保険者となることはできません。また、当社の他の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。

第6条 (契約申込時の告知義務)

保険契約者または被保険者となる者は、保険契約締結の際、危険（損害発生の可能性をいいます）に関する重要な事項のうち、他の保険契約に関する事項など当社が保険契約申込書の記載事項とすることによって告知を求めたもの（他の保険契約には当社の他の保険契約を含みます。以下「告知事項」といいます）について、事実を告げなければなりません。

第7条 (契約後の通知義務)

1. 保険契約者または被保険者は、保険契約締結後、加入内容確認証に記載の事項について、次の各号の事が生じた場合は、遅滞なくこれらの変更すべき内容を当社に告げ、当社の承認を請求しなければなりません。

- ① 保険契約者の住所変更がある場合
- ② 保険契約者の名称（個人契約者の場合は姓名、法人契約者の場合は商号）変更がある場合
- ③ 被保険者の姓名変更がある場合
- ④ 加入内容確認証に記載の保険契約者を変更しようとする場合
- ⑤ 加入内容確認証に記載の被保険者を変更しようとする場合

2. 保険契約者または被保険者は、保険契約締結後、加入内容確認証に記載の事項について、次の各号の事実が生じた場合は、遅滞なくその内容を当社に通知しなければなりません。

- ① 保険期間の開始前に業務用什器備品保険の目的の全部が滅失した場合
- ② 保険期間の開始日以降、業務用什器備品保険の目的の全部が滅失（入居物件から退去したときも含みます）した場合
- ③ 入居物件がテナント以外への用途に変更された場合
- ④ 前号の事由以外の用途変更が生じた場合

第8条 (保険契約の無効、取消)

1. 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約申込前に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（これらの者が法人のときは、その理事、取締役または法人の

- 業務を執行するその他の機関)が保険の目的についてすでに保険金を支払うべき事故が生じていたことを知っていた場合
- ② 保険契約時において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(これらの者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した場合
 - ③ 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者がその旨を保険契約申込書に明記しなかった場合
 - ④ 前条(契約後の通知義務)第2項第①号に定める事由に該当する場合
2. 前項の規定により無効とされた保険契約に対し領収していた保険料は、全額を返戻します。
- ただし、前項第①号または第②号に掲げる場合は、保険料は返戻しません。
3. 本条第1項の規定により無効とされた保険契約によってすでに支払われた保険金がある場合は、当社はその全額を返還請求します。
4. 保険契約時において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(これらの者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)による詐欺または強迫行為があった場合、当社はこの保険契約を取消すことができます。
5. 前項の規定により保険契約を取消した場合は、保険料は返戻しません。
6. 本条第4項の規定により保険契約を取消した場合は、取消した保険契約によってすでに支払われた保険金がある場合は、当社はその全額を返還請求します。

第9条 (保険契約の失効)

1. 第1条(この商品と約款について)第2項に定めるテナント損害安心保険(業務用什器備品保険、費用保険、修理費用保険)は、1回の事故で支払う業務用什器備品保険金が次の各号のいずれかに達したときは、その保険金支払いの原因となった事故が発生した時点で失効するものとする。
- ① 加入内容確認証に記載の業務用什器備品保険金額(以下「業務用什器備品保険金額」とします)
 - ② 事故時における業務用什器備品保険の目的の再調達価額
2. 第1条(この商品と約款について)第3項に定めるテナント賠償責任安心保険(借家人賠償責任保険、施設賠償責任保険)は、1回の事故で支払う借家人賠償責任保険または施設賠償責任保険金のいずれかが、加入内容確認証に記載の保険金額に達したときは、その保険金支払いの原因となった事故が発生した時点で失効するものとする。
3. 第7条(契約後の通知義務)第2項第②号に掲げる事由に該当する場合は、テナント損害安心保険およびテナント賠償責任安心保険が、その時点をもちて失効するものとする。
4. 本条第1項から第3項の規定により失効となった場合は、保険契約期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、保険料の返戻をおこないません。

第10条 (保険契約の解除)

1. 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、その事由が生じた時点から将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者またはこの者の法定代理人(この者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたり、または生じさせようとした場合
 - ② 被保険者またはこの者の法定代理人(この者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたり、または生じさせようとした場合
 - ③ 保険金の請求にあたり、被保険者またはこの者の法定代理人(この者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が詐欺をおこない、またはおこなおうとした場合
 - ④ 第8条(保険契約の無効、取消)第1項第③号または第④号に定める無効事由に該当する場合を除き、第6条(契約申込時の告知義務)に定める告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合
- ただし、保険契約の締結の時に、当社がその事実を知っていた場合、または過失によって知らなかった場合は解除することはありません。

- また、当社がその事実を知ったときから1ヶ月以内に解除を行わなかった場合または保険契約締結の時から5年を経過した場合も解除することはできないものとする。
- ⑤ 第7条(契約後の通知義務)第2項第③号の場合
 - ⑥ 第7条(契約後の通知義務)第2項第④号によって、この保険契約の保険料適用区分が異なる「事務所・小売店」と「飲食店」相互間の用途変更が生じた場合
2. 保険契約を解除した場合の保険料および支払済保険金の扱いは、次の各号のとおりとします。
- ① 前項第①号の事由による解除の場合は、保険料の返戻をおこないません。すでに支払われた保険金がある場合は、当社はその全額を返還請求します。
 - ② 前項第②号から第⑥号の事由による解除の場合は、保険契約期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、保険料の返戻をおこないません。すでに支払われた保険金がある場合は、当社はその全額を返還請求します。
- ただし、保険契約の解除事由発生前に生じた事故に対する支払済保険金については、返還請求をおこないません。
- また、前項第④号の事実に基づかず発生した事故に対する支払済保険金についても、返還請求をおこないません。

第11条 (通知承認前の保険金支払の特則)

- 第7条(契約後の通知義務)第1項各号に規定する通知事項について、これを当社が承認するまでに生じた事故については保険金を支払いしません。
- ただし、通知内容が保険金支払決定に関係のない場合は、この規定は適用しません。

第12条 (保険契約の任意解約)

- 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって保険契約を解約することができます。
- この場合、保険契約者が申し出た日以降の日付で保険契約者が指定する解約日の24時にて保険期間は終了し、第13条(解約返戻金)に定める算出基準をもって解約返戻金を支払います。

第13条 (解約返戻金)

1. 解約返戻金は、次の算式により算出します。

$$\text{解約返戻金} = \text{契約保険料} \times \text{既経過月数} \times \text{短期率}$$
 2. 解約返戻金算出のための既経過月数に対応する短期率は、「別表2 短期率表」によります。
 3. 既経過月数とは、保険契約期間の初日から解約日までの既経過月数とします。
- なお、1ヶ月以内の端日数は、切り上げて1ヶ月とし、既経過月数に加算します。

第14条 (加入コース変更の不可)

- 保険契約者は、加入コースを保険期間の中途において、他のコースに変更することはできません。

第15条 (保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をおこなう場合)

1. 当社は、保険期間中に想定外の事象によって経営悪化した場合や、この商品が不採算となった場合は、当社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の減額をおこなうことがあります。変更後の内容については、遅滞なく保険契約者へ通知します。
2. 当社は、保険金支払対象となる事故が多数発生し、それによって経営悪化した場合や、この商品が不採算となった場合は、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。変更後の内容については、遅滞なく保険契約者へ通知します。

第16条 (更新契約の引受けの中止、または更新契約内容を見直す場合)

1. 当社は、当社が経営悪化した場合や、この商品が不採算となり契約引受けが困難となった場合は、当社の定めるところにより保険契約の更新を引受けないことがあります。更新しない旨については、契約満了日の60日前までに保険契約者へ通知します。
2. 当社は、当社が経営悪化した場合や、この商品が不採算となった場合は、当社の定めるところにより更新契約の保険料、その他契約内容の見直しをおこなうことがあります。変更後の内容については、契約満了日の30日前までに保険契約者へ通知します。

第17条 (時効、準拠法および訴訟の提起)

1. 保険契約者の保険料返還を請求する権利は、その事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間で消滅します。
2. この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。
3. この保険契約に関する訴訟については、日本国内における保険契約者と当社が合意した裁判所に提起するものとします。

第2節 保険金請求と保険金支払

第18条 (保険金の受取人)

保険金の受取人は被保険者となります。

第19条 (事故報告の手続き)

保険契約者または被保険者は、事故が生じたことを知ったときは、その日から30日以内に次の各号に掲げる内容を当社に報告しなければなりません。

- ① 事故の発生日時
- ② 発現場所
- ③ 事故の状況
- ④ 損害の内容
- ⑤ 前各号について、これらの事項の証人となる者がいるときはその住所・氏名、また損害賠償の請求を受けたときはその内容

第20条 (事故発生による保険契約者および被保険者の義務)

1. 保険契約者または被保険者は、前条(事故報告の手続き)の事故報告の他、次の各号に掲げる事項をおこなわなければなりません。

- ① 損害の拡大防止または軽減のために必要な措置を講ずること
- ② 借家人賠償責任保険、修理費用保険の場合は、入居物件の貸主の住所および氏名について、遅滞なく書面をもって当社に通知すること
- ③ 施設賠償責任保険の場合は、被害者の住所および氏名について、遅滞なく書面をもって当社に通知すること
- ④ 借家人賠償責任保険、施設賠償責任保険の場合において、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、遅滞なく書面をもって当社に通知すること
- ⑤ 借家人賠償責任保険、施設賠償責任保険の場合において、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること
- ⑥ 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること

2. 当社は、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条(事故報告の手続き)または前項各号のいずれかの義務に違反したときは、次の各号の規定に従い、業務用什器備品保険金、費用保険金、修理費用保険金、借家人賠償責任保険金、施設賠償責任保険金(以下「各保険金」といいます)の支払額を決定します。

- ① 前条(事故報告の手続き)、前項第②号から第④号の義務のいずれかに違反した場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて各保険金を支払います。
- ② 前項第①号の義務に違反した場合は、損害の拡大を防止または軽減することができたと認められる額を差し引いて、各保険金を支払います。
- ③ 前項第⑤号の義務に違反した場合は、当社が被保険者に損害賠償責任がないと認めた額を差し引いて、借家人賠償責任保険金、施設賠償責任保険金を支払います。
- ④ 前項第⑥号の義務に違反した場合は、権利の保全または行使することによって、第三者から損害の賠償を受けることができたと認められる額を差し引いて、各保険金を支払います。

第21条 (保険金請求の手続き)

1. 被保険者が各保険金の支払いを請求する場合は、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類、その他当社が必要と認める書類を、次の各号に定める期間内に提出しなければなりません。なお、この期間を越えた場合でも、保険金請求権が時効消滅しない限り、保険金を支払います。

- ① 業務用什器備品保険金の請求
当社への事故報告日からその日を含めて30日以内
- ② 費用保険金の請求
当社への事故報告日からその日を含めて30日以内
- ③ 修理費用保険金の請求
当社への事故報告日からその日を含めて30日以内

- ④ 借家人賠償責任保険金の請求
損害賠償金の額が被保険者と入居物件の貸主との間で確定したときから30日以内
ただし、損害賠償金の額および内容については事前に当社の承認を得ることを必要とします。
- ⑤ 施設賠償責任保険金の請求
損害賠償金の額が被保険者と被害者との間で確定したときから30日以内
ただし、損害賠償金の額および内容については事前に当社の承認を得ることを必要とします。

2. 被保険者が、提出書類につき知っている事実を記載せず、もしくは不実の記載をしたとき(改ざんを含みます)は、当社は保険金を支払いません。

第22条 (保険金の支払時期)

1. 当社は、保険金請求に必要な書類を受領した日(以下「請求完了日」といいます)からその日を含めて30日以内に保険金を支払うために必要な次の調査を終え、保険金を支払います。

- ① 事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金を支払わない場合として、この保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害の額(保険価額を含みます)および事故と損害との関係
- ④ この保険契約において定める無効、失効または解除の事由に該当する事実の有無
- ⑤ 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

2. 前項にかかわらず、同項の確認をするために次の特別な照会または調査が必要な場合には、当社は請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対し通知します。

- ① 前項第①号から第④号までの事項を確認するために、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 180日
- ② 前項第①号から第④号までの事項を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 90日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のために調査が必要な場合 60日
- ④ 前項各号の事項の確認を日本国内においておこなうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

3. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げたり、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

第23条 (代位)

1. 当社は、第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)、第37条(修理費用保険金を支払う場合)、第40条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)および第44条(施設賠償責任保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払ったときは、次の各号の額を限度として、被保険者がその事故による損害により第三者に対して有する損害賠償請求権およびその他の債権(以下「被保険者債権」といいます)を取得します。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者債権の全額
- ② 前号以外の場合は、被保険者債権の額から保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
ただし、当社は取得した権利を放棄することができます。

2. 前項第②号の場合において、被保険者が引き続き有する債権は、当社が取得した債権に優先して弁済されるものとします。

3. 保険契約者および被保険者は、当社が取得する第1項の被保険者債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第24条 (他の保険契約などがある場合の保険金の支払額)

第2章以下に定める各保険条項の支払対象となる事故において、保険金

を支払うべき他社の損害保険・共済などの契約（以下「他の保険契約」といいます。）がある場合は、当社は保険金の種類ごとに「別表3 重複契約の場合の支払按分計算について」に記載する計算に基づいて、保険金を支払います。

第25条（保険金支払い後の保険契約の特則）

1. 業務用什器備品保険金の支払いがある場合において、支払った業務用什器備品保険金が業務用什器備品保険金額、または事故時における業務用什器備品保険の目的の再調達価額のいずれにも達していない場合は、当社は業務用什器備品保険金額を減額しません。
2. 借家人賠償責任保険金、施設賠償責任保険金の支払いがある場合において、支払った保険金が加入内容確認証に記載の保険金額に達していない場合は、当社は保険金額を減額しません。

第26条（補償上の紛争の処理）

1. 再調達価額または損害の額について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。
2. 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます）については、半額ずつ負担するものとします。

第27条（時効）

被保険者の保険金支払いを請求する権利は、保険金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間で消滅します。

第2章 テナント損害安心保険

第1節 業務用什器備品保険条項

第28条（業務用什器備品保険の目的）

1. 業務用什器備品保険条項における業務用什器備品保険の目的とは、入居物件に収容され、かつ、被保険者の所有する業務用什器備品とします。
2. 次の各号に掲げる物は、業務用什器備品保険の目的に含まれません。
 - ① 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます）、航空機および自動車（自動二輪車、自動三輪車を含み、総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます）ならびにこれらの付属品およびこれらに収容されている物
 - ② 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、第29条（業務用什器備品保険金を支払う場合）第2項に該当する被保険者の業務用の「通貨・預貯金証書（預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用のカードを含みます）・交通機関の搭乗券（定期券を含みます）」の盗難による損害については、業務用什器備品保険の目的に含まれます。
 - ③ 貴金属（腕時計を含みます）、宝玉石・宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円をこえる物
 - ④ 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
 - ⑤ 動物および植物
 - ⑥ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑦ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
3. 畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備のうち、被保険者の所有に属し、かつ、もっぱら業務の用に供されているものについては、第1項の業務用什器備品に含まれます。
4. 入居物件以外に収容される被保険者所有の業務用什器備品は、業務用什器備品保険の目的に含まれません。
5. 業務用什器備品保険の目的を収容する入居物件に付属する物置・車庫（業務用什器備品保険の目的を収容する入居物件のある敷地内にあり、施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限り）に収容される業務用什器備品は業務用什器備品保険の目的に含まれます。

第29条（業務用什器備品保険金を支払う場合）

1. 当社は次の各号に掲げる原因によって業務用什器備品保険の目的に生じた損害（消防または避難に必要な措置によって業務用什器備品保険の目的に生じた損害も含みます）に対して、業務用什器備品保険金を支払います。
 - ① 火災

- ② 破裂または爆発
- ③ 落雷
- ④ 風災・ひょう災・雪災
ただし、台風・せん風・暴風・暴風雨等の風災（こう水、高潮を除きます）、ひょう災または豪雪・なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます）により入居物件が直接の損害を受け、それによって業務用什器備品保険の目的の損害額が20万円以上となった場合に限り、
- ⑤ 建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊
ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは第④号もしくは第4項による損害を除きます。
- ⑥ 水濡れ
給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含みます）に生じた事故、または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、第④号もしくは第4項による損害を除きます。
- ⑦ 騒ぎおよびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上の規模にわたり平穏が害されるか被害が生ずる状態であって、暴動（免責に該当）に至らないものをいいます）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

2. 盗難

当社は盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂を含む。以下同様とします）によって業務用什器備品保険の目的に生じた次の各号に掲げる損害（回収に要した費用を含みます）に対して、業務用什器備品保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

- ① 業務用の通貨の盗難
 - ② 業務用の預貯金証書の盗難
ただし、次のイおよびロに掲げる事実があったことを条件とします。
 - イ. 保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに預貯金先宛に被害届を出したこと
 - ロ. 前記イの手続きを遅滞なくおこなったにもかかわらず、盗難にあった預貯金証書を使って預貯金口座から現金が引き出されたこと
 - ③ 交通機関の搭乗券（定期券を含みます）の盗難
ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに当該運輸機関または発行者に届出をしたことを条件とします。
 - ④ 前記第①号から第③号以外の業務用什器備品保険の目的に係わる盗難および、盗難によって生じた破損、き損または汚損による損害。
3. いたずら
当社はいたずら（未遂事故を含む。以下同様とします）によって業務用什器備品保険の目的に生じた破損、き損または汚損の損害に対して、業務用什器備品保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者がいたずらを知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
4. 水害
当社は水害によって入居物件が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったことによって発生した、業務用什器備品保険の目的（物置・車庫内に収容されている業務用什器備品を除きます）の損害に対して、業務用什器備品保険金を支払います。

第30条（業務用什器備品保険金の支払額）

1. 火災等
前条（業務用什器備品保険金を支払う場合）第1項各号の事由によって支払う業務用什器備品保険金の支払額は、再調達価額によって定め、業務用什器備品保険金の額は業務用什器備品保険金額を限度とします。
2. 盗難
前条（業務用什器備品保険金を支払う場合）第2項の事由によって支払う業務用什器備品保険金の支払額は、次の各号のとおりです。
 - ① 業務用の通貨の盗難の場合は、1事故20万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。
 - ② 業務用の預貯金証書の盗難の場合は、1事故100万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。
 - ③ 交通機関の搭乗券の盗難の場合は、1事故5万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。
なお、定期券に損害が生じた場合は、その定期券発行者の定める払

- 戻額に準じた額を業務用什器備品保険金として支払います。
- ④ 前記第①号から第③号以外の業務用什器備品保険の目的の盗難および、盗難によって生じた破損、き損または汚損による損害の場合は、支払うべき損害の額（回収に要した費用を含みます）は再調達価額によって定め、1事故50万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。
- ただし、業務用什器備品保険の目的となる貴金属（腕時計を含みます）、宝玉石・宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品については、1個または1組ごとに10万円を限度とします。

3. いたずら

前条（業務用什器備品保険金を支払う場合）第3項の事由によって支払う業務用什器備品保険金の支払額は、再調達価額によって定め、1事故30万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。

4. 水害

前条（業務用什器備品保険金を支払う場合）第4項の事由によって業務用什器備品保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額によって定め、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{業務用什器備品保険金額} \times 5\% = \text{業務用什器備品保険金}$$

ただし、1事故75万円を限度とします。

なお、業務用什器備品保険金額が業務用什器備品保険の目的の再調達価額をこえるときは、上記計算式の「業務用什器備品保険金額」を「業務用什器備品保険の目的の再調達価額」と読みかえます。

第31条（業務用什器備品保険金を支払わない場合）

1. 当社は、次の各号に掲げる事由によって業務用什器備品保険の目的に生じた損害に対しては、業務用什器備品保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者、もしくはこれらの者の法定代理人（これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、あるいは保険金を受取る者の故意もしくは重過失または法令違反
- ② 保険契約者または被保険者が所有しもしくは運転する車両またはその積載物との衝突もしくは接触
- ③ 第29条（業務用什器備品保険金を支払う場合）第1項または第4項の事故の際における業務用什器備品保険の目的の紛失または盗難
- ④ 業務用什器備品保険の目的が屋外にある間に生じた事故
- ⑤ 業務用什器備品保険の目的が運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に生じた事故
- ⑥ 業務用什器備品保険の目的の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗・摩耗、塩害、さび、かび、変質・変色
- ⑦ 業務用什器備品保険の目的の経年劣化
- ⑧ 業務用什器備品保険の目的の瑕疵
- ただし、この事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ⑨ 業務用什器備品保険の目的に対する加工
- ただし、この事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ⑩ 業務用什器備品保険の目的に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
- ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ⑪ 業務用什器備品保険の目的の電気的事故または機械的事故
- ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ⑫ 詐欺または横領
- ⑬ 差押さえ、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
- ただし、火災消防または避難に必要な処置に起因して生じた損害を除きます。
2. 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた業務用什器備品保険の目的の損害に対しては、業務用什器備品保険金を支払いません。なお、これらの事由によって拡大した損害に対しても同様とします。
- ① 戦争（宣戦の有無を問いません）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ③ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます）もしくは核燃料物質に汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第32条（損害防止義務および損害防止費用）

1. 保険契約者または被保険者は、第29条（業務用什器備品保険金を支払う場合）第1項第①号または第②号の事故が生じたときは、損害の拡大防止または軽減に努めなければなりません。
2. 前項の場合において、保険契約者または被保険者が損害の拡大防止または軽減のために必要または有益な消火活動をおこなった場合で、前条（業務用什器備品保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときは、損害防止費用として実費を支払います。
- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことによって損傷した物の修理費用
- ③ その他、消火活動に有益と当社が判断した物品に係わる費用
3. 保険契約者または被保険者が故意または重過失によって第1項の義務を履行しなかったときは、当社は、損害の額から拡大防止または軽減することができたと認められる額を差引いた残額を損害の額とみなします。

第33条（損害調査における特別）

業務用什器備品保険の目的に損害が生じたときは、当社は、事故が生じた入居物件または現場を調査すること、またはこれらの業務用什器備品保険の目的の全部もしくは一部を調査すること、もしくは一時他に移転することができます。

第34条（残存物および盗難品の帰属）

1. 当社が第29条（業務用什器備品保険金を支払う場合）により業務用什器備品保険金を支払ったときでも、業務用什器備品保険の目的の残存物の所有権は、当社がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、当社に移転しません。
2. 盗取された業務用什器備品保険の目的について、当社が第29条（業務用什器備品保険金を支払う場合）第2項の業務用什器備品保険金を支払う前に回収されたときは、盗難の損害は生じなかったものとみなします。
3. 盗取された業務用什器備品保険の目的について、当社が第29条（業務用什器備品保険金を支払う場合）第2項の業務用什器備品保険金を支払ったときは、その業務用什器備品保険の目的の所有権は、業務用什器備品保険金の再調達価額に対する割合によって、当社に移転します。
4. 前項の規定にかかわらず、被保険者は支払いを受けた業務用什器備品保険金に相当する額を当社に支払い、その盗取された業務用什器備品保険の目的の所有権を取得することができます。

第2節 費用保険条項

第35条（費用保険金を支払う場合）

当社は次の各号に掲げる事項に該当する場合は、費用保険金を支払います。

- ① 臨時費用保険金
- 第29条（業務用什器備品保険金を支払う場合）第1項の事故によって、業務用什器備品保険金が支払われる場合は、業務用什器備品保険の目的が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。
- ② 残存物取片づけ費用保険金
- 第29条（業務用什器備品保険金を支払う場合）第1項の事故によって、当社の業務用什器備品保険金の支払いがある場合は、損害を受けた業務用什器備品保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用（取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます）に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- ③ 失火見舞費用保険金
- 第29条（業務用什器備品保険金を支払う場合）第1項第①号および第②号の事故で、かつ入居物件が事故の発生元の場合、事故によって第三者の所有物（動産の場合はその所有者によって現に占有されている物で、その占有する構内にある物に限ります。）に滅失、破損、き損または汚損が生じ、当社の業務用什器備品保険金の支払いがある場合は、失火見舞費用保険金を支払います。
- ④ 地震火災費用保険金
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって業務用什器備品保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合は、それによって臨時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。

イ. 業務用什器備品保険の目的を収容する入居物件が半焼以上となった場合

ロ. 業務用什器備品保険の目的が全焼の場合

なお、損害の状況の認定は、イの場合においては入居物件に対しておこない、ロの場合においては業務用什器備品保険の目的に対しておこないます。

- ⑤ ドアロック交換費用保険金
日本国内において入居物件の玄関ドアの鍵が盗取された場合は、事故の日から180日以内に支出したドアロックの交換に必要な費用に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。
ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
- ⑥ ピッキング防止費用保険金
入居物件が盗難あるいはいたずらに遭い、玄関ドアのロックを開錠された場合は、事故の日から180日以内に同様な事故を防止する目的で支出したドアロックの交換費用、もしくは防犯装置設置の費用に対してピッキング防止費用保険金を支払います。
ただし、保険契約者または被保険者が盗難あるいはいたずらがあったことを知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

第36条 (費用保険金の支払額)

1. 費用保険金の支払額は次の各号のとおりです。

- ① 臨時費用保険金
臨時費用保険金については、第30条(業務用什器備品保険金の支払額)第1項の業務用什器備品保険金の30%に相当する額を、1事故200万円を限度として支払います。
 - ② 残存物取片づけ費用保険金
残存物取片づけ費用保険金については、第30条(業務用什器備品保険金の支払額)第1項の業務用什器備品保険金の10%に相当する額を限度として実費を支払います。
 - ③ 失火見舞費用保険金
失火見舞費用保険金については、1事故につき、業務用什器備品保険金額の20%あるいは100万円のいずれか低い額を限度として、損害が生じた世帯および法人の数に20万円を乗じて得た額を支払います。ただし、業務用什器備品保険金額が、業務用什器備品保険の目的の再調達価額をこえるときは、「業務用什器備品保険金額」を「業務用什器備品保険の目的の再調達価額」と読みかえます。
 - ④ 地震火災費用保険金
地震火災費用保険金については、次の算式によって算出した額を支払います。
$$\text{業務用什器備品保険金額} \times 5\% = \text{地震火災費用保険金}$$

ただし、業務用什器備品保険の目的の再調達価額の5%を限度とします。
 - ⑤ ドアロック交換費用保険金
ドアロック交換費用保険金については、1事故3万円を限度として、実費(工賃等の諸経費を含む。以下同様とします)を支払います。
 - ⑥ ピッキング防止費用保険金
ピッキング防止費用保険金については、1事故3万円を限度として、実費を支払います。
2. 前項第①号から第③号までの費用保険金については、業務用什器備品保険金との合計額が業務用什器備品保険金額をこえるときでも支払います。

第3節 修理費用保険条項

第37条 (修理費用保険金を支払う場合)

1. 当社は、被保険者が、次の各号に掲げる事故を原因とする入居物件の損害について、入居物件の建物賃貸借契約書に記載された原状回復義務により、自己の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、修理費用保険金を支払います。
- ① 台風・せん風・暴風・暴風雨等の風災(こう水、高潮を除きます)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます)
ただし、入居物件の建物内部の損害については、建物が風災・ひょう災または雪災によって直接破損したことによって、入居物件の内部に損害が生じた場合(建物の破損箇所からの雨、雪、ひょうまた

- は砂じんの吹き込みによる損害を含みます)に限り、
② 入居物件の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
ただし、雨、雪、あられ、砂じん、ばい煙、その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災を除きます。
③ 盗難による損害
ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
④ いたずらによる損害
ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
⑤ 凍結によって破損した入居物件の専用上水道管の損害
ただし、貸主以外の第三者の所有物で、被保険者以外の者が占有する部分の専用上水道管に係わる修理の費用は対象外とします。
2. 前項各号に掲げる事故を原因とする入居物件の損害であっても、次の各号に掲げる箇所については修理費用保険金の範囲から除きます。
ただし、入居物件の建物賃貸借契約書に被保険者が原状回復義務を負う旨の約定があり、かつその定めが法的に有効な場合は、修理費用保険金の範囲に含めます。
- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
なお、建具の枠は壁に含むものとします。
 - ② ベランダ、バルコニー、玄関エントランス、ロビー、廊下、昇降機、共同便所、共同浴室、門、塀、垣根、給水塔等の借主の共同の利用に供されるもの
 - ③ 一戸建の場合は、門、塀、垣根、カーポート、テラス、日よけルーフ、サンルーム、デッキ、物置、敷地内の動物および植物

第38条 (修理費用保険金の支払額)

1. 前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第①号から第④号までの事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故100万円を限度として、修理の実費を支払います。
2. 前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第⑤号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故10万円を限度として、修理の実費を支払います。

第39条 (修理費用保険金を支払わない場合)

1. 当社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者、入居物件の貸主またはこれらの者の法定代理人(これらの者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)、あるいは保険金を受取る者の故意もしくは重過失または法令違反
 - ② 保険契約者、被保険者または入居物件の貸主が所有もしくは運転する車両またはその積載物との衝突もしくは接触
 - ③ 加害者である第三者に損害賠償請求すべき事故
ただし、加害者である第三者が確認できない場合を除きます。
 - ④ 入居物件の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗・摩耗、塩害、さび、かび、変質・変色
 - ⑤ 入居物件の経年劣化
 - ⑥ 入居物件の瑕疵
 - ⑦ 保険契約者または被保険者が入居物件を貸主に引渡した後に発見された入居物件の損壊
2. 当社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に生じた損害に対しては、修理費用保険金は支払いません。なお、その事由が拡大したことによって生じた損害に対しても同様とします。
- ① 戦争(宣戦の有無を問いません)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(使用済み燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第3章 テナント賠償責任安心保険

第1節 借家人賠償責任保険条項

第40条 (借家人賠償責任保険金を支払う場合)

1. 当社は、被保険者の入居物件について次の各号に掲げる被保険者の責めに帰すべき事由による事故により、被保険者が入居物件についてその貸主や転貸人に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、借家人賠償責任保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発
- ③ 被保険者の過失により入居物件を破損、き損、汚損、水濡れ損させた場合

2. 当社が支払うべき借家人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものとします。

- ① 被保険者が入居物件の貸主に支払うべき損害賠償金
この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます）
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用および被保険者が貸主のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- ⑥ 第43条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第⑥号または第23条（代位）第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用

3. 前各項に掲げる借家人賠償責任保険金は、借家人賠償責任保険に係る事故に関して損害賠償請求権を有する貸主から請求があった場合は、当社は被保険者からの請求に優先して、その貸主に対し借家人賠償責任保険金を支払います。

4. 被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求権を有する貸主の承諾があった金額を限度として、当社に対し借家人賠償責任保険金を請求することができます。

5. 被保険者は、借家人賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れることはできません。

- ただし次の場合はこの限りではありません。
- ① 損害賠償請求権を有する貸主に対する譲渡
 - ② 被保険者が損害賠償請求権を有する貸主に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合、またはその貸主の承諾があった場合

第41条 (借家人賠償責任保険金の支払額)

当社が1事故につき支払うべき借家人賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号に定める金額の合計額とします。

- ① 前条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）第2項第①号に規定する損害賠償金の額
ただし、次のイ、ロ、ハのとおりとします。
 - イ. 前条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）第1項第①号および第②号については、1事故につき加入内容確認証に記載の借家人賠償責任保険金額を限度とします。
 - ロ. 前条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）第1項第③号のうち水濡れ損については、1事故につき支払限度額を100万円、免責金額1万円とします。
 - ハ. 前条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）第1項第③号のうち、破損、き損または汚損については、1事故につき支払限度額を30万円、免責金額5万円とします。
- ② 前条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）第2項第②号から第⑦号までの費用についての全額
ただし前条第2項第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号

の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

第42条 (借家人賠償責任保険金を支払わない場合)

1. 当社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、あるいは保険金を受取る者の故意
- ② 保険契約者または被保険者の心神喪失
- ③ 保険契約者または被保険者の指図
- ④ 保険契約者または被保険者による入居物件の改築、増築、取壊し等の工事

2. 当社は、保険契約者または被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者と入居物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 保険契約者または被保険者が入居物件を貸主に引渡した後に発見された入居物件の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます）、航空機および自動車（自転車など主動力が人力であるものを除きます）、銃器（玩具として使用する空気銃を除きます）、昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損、き損または汚損によって生じた土壌、水質の汚染、汚濁に起因する損害賠償責任

3. 当社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。なお、これらの事由によって拡大した損害に対しても同様とします。

- ① 戦争（宣戦の有無を問いません）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第43条 (損害賠償責任解決の特則)

1. 当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって当社の費用で損害賠償の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は当社の求めに応じその遂行について当社に協力しなければなりません。
2. 被保険者が正当な理由がなく前項の協力に応じないときは、当社は借家人賠償責任保険金を支払いません。

第2節 施設賠償責任保険条項

第44条 (施設賠償責任保険金を支払う場合)

1. 当社は、日本国内において被保険者が、次の各号に掲げる偶然な事故により、第三者の身体の障害または財物の破損、き損または汚損させたことに対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、施設賠償責任保険金を支払います。
ただし、入居物件以外の不動産の所有、使用または管理に起因する事故を除きます。

- ① 入居物件の施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 入居物件における業務の遂行に起因する偶然な事故

2. 当社が支払う施設賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものとします。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。
ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差引くものとします。

- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます）
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- ⑥ 第47条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第⑥号または第23条（代位）第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用
3. 前各項に掲げる施設賠償責任保険金は、施設賠償責任保険に係る事故に関して損害賠償請求権を有する被害者から請求があった場合は、当社は被保険者からの請求に優先して、その被害者に対し施設賠償責任保険金を支払います。
4. 被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求権を有する被害者の承諾があった金額を限度として、当社に対し施設賠償責任保険金を請求することができます。
5. 被保険者は、施設賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れることはできません。
ただし次の場合はこの限りではありません。
- ① 損害賠償請求権を有する被害者に対する譲渡
- ② 被保険者が損害賠償請求権を有する被害者に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合、またはその被害者の承諾があった場合
- 第45条（施設賠償責任保険金の支払額）**
当社が1事故につき支払うべき施設賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号の金額の合計額とします。
- ① 前条（施設賠償責任保険金を支払う場合）第2項第①号に規定する損害賠償金の額
ただし、1事故につき加入内容確認証に記載の施設賠償責任保険金額を限度とします。
- ② 前条（施設賠償責任保険金を支払う場合）第2項第②号から第⑦号までの費用の全額
ただし前条第2項第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。
- 第46条（施設賠償責任保険金を支払わない場合）**
1. 当社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。
- ① もっぱら被保険者の業務以外の日常生活の用に供される動産または不動産（入居物件の一部がもっぱら被保険者の業務以外の日常生活の用に供される場合は、その部分を含みます）の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者、被保険者の法定代理人（被保険者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）および被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ④ 保険契約者または被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損、き損または汚損によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑥ 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます）、航空機および自動車（自転車など主動力が人力であるものを除きます）、銃器（玩具として使用する空気銃を除きます）、昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損、き損または汚損によって生じた土壌、水質の汚染、汚濁に起因する損害賠償責任
- ⑧ 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ⑨ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任
- ⑩ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑪ 仕事の完成（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し）または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
2. 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。
- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者のための医療行為を行う者の、次の業務の遂行上の過失に起因する損害賠償責任
イ. 人または動物に対する診療、治療、看護もしくは疾病の予防または死体の検案
ロ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定もしくは投与または使用方法の指示
- ② 弁護士、会計士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人が行う専門的な職業行為に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者またはその使用人（雇用の有無は問わず）が行った次に掲げる行為またはそれらの結果に起因する損害賠償責任（器具、機械または装置を使用した場合を含みます）
イ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
ロ. 身体の整形
ハ. 調髪、顔そり等の理容またはパーマネントウエーブ、結髪、化粧等の美容
- ④ 被保険者が建築、土木、組立その他の工事を遂行中の事故に起因する損害賠償責任（器具、機械または装置を使用した場合を含みます）
- ⑤ 被保険者または第三者が廃棄した物に起因する損害賠償責任
- ⑥ 液体、気体、固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任
ただし、不測かつ突発的な事故によって生じた損害賠償責任を含みません
- ⑦ 石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河（以下「公共水域」とします）へ流出したことによって次に掲げる損害賠償責任
イ. 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任
ロ. 水が汚染したことによって起因する損害賠償責任
- ⑧ 汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任
- ⑨ 前記第⑥号から第⑧号までの恐れがある場合において、損害の拡散防止、補収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理について支出した費用、その他防止軽減のために要した費用。または、汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中等等に要した費用
3. 当社は、次の各号に掲げる事由によって損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、あるいは保険金を受取る者の故意
- ② 被保険者の心神喪失
- ③ 被保険者の闘争行為
- ④ 被保険者本人またはその指図による暴行または殴打
4. 当社は、次の各号に掲げる事由によって第三者に損害をあたえ、それによって被保険者が被った損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。なお、これらの事由によって拡大した損害に対しても同様とします。
- ① 戦争（宣戦の有無を問いません）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- ③ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第47条 (損害賠償責任解決の特則)

1. 当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって当社の費用で損害賠償の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
2. 被保険者が正当な理由がなく前項の協力に応じないときは、当社は施設賠償責任保険金を支払いません。

特約条項

(ペイジー方式支払特約条項)

第1条 (保険料の払込方式)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に現金による保険料払込方式の他に、郵貯銀行・その他の銀行のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングのいずれかの方法で、ペイジー方式支払特約を選択することができる。

第2条 (責任開始時点)

テナント総合安心保険約款第3条のとおりとする。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、ペイジー方式支払操作を行なったその時点の属する日を領収日とする。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社が入金を確認後に発行する。

第5条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、テナント総合安心保険約款の規定を準用する。

(保険料コンビニエンスストア払特約条項)

第1条 (保険料の払込方式)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に現金または送金による保険料払込方式の他に保険料コンビニエンスストア払特約を選択することができます。

第2条 (責任開始時点)

テナント総合安心保険約款第3条のとおりとします。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、コンビニエンスストアにて支払手続きが完了した時点の属する日を領収日とします。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社が保険料相当額の入金を確認した後に発行します。

第5条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、テナント総合安心保険約款の規定を準用します。

(保険料クレジットカード払特約条項)

第1条 (保険料の払込方式)

1. 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に現金または送金による保険料払込方式の他に保険料クレジットカード払特約を選択することができます。
2. 前項にいう保険契約者とは、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づく会員または会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第2条 (責任開始時点)

テナント総合安心保険約款第3条のとおりとします。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、当社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認をおこない、カード会社において信用承認（オーソリゼーション）された時点の属する日を領収日とします。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社がカード会社からの保険料相当額の入金を確認した後に発行します。

第5条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

1. 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、当社は保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者がカード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約に係わる保険料相当額の全額を既に支払っているときは、当社はその支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
2. 前項の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料を支払ったときは、第3条の規定を適用します。
3. 第1項の請求に対し、保険契約者が当該保険料の支払いを怠った場合は、当社は保険契約申込書に記載の保険契約者の住所に宛てた書面による通知をもって、この特約条項が付帯された保険契約を解除することができます。

第6条 (保険料の返還の特則)

テナント総合安心保険約款の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社がカード会社からの保険料相当額の入金を確認した後に保険料を返還します。ただし、前条第2項の規定により保険契約者が保険料を直接会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約に係わる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この限りではありません。

第7条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、テナント総合安心保険約款の規定を準用します。

(保険料デビットカード払特約条項)

第1条 (保険料の払込方式)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に現金または送金による保険料払込方式の他に保険料デビットカード払特約を選択することができます。

第2条 (責任開始時点)

テナント総合安心保険約款第3条のとおりとします。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、当社がデビットカード端末にて決済の完了を確認した時点の属する日を領収日とします。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社が保険料相当額の入金を確認した後に発行します。

第5条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、テナント総合安心保険約款の規定を準用します。

(保険料口座振替特約条項)

第1条 (保険料の払込方式)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に現金または送金による保険料払込方式の他に保険料口座振替特約を選択することができます。

第2条 (責任開始時点)

テナント総合安心保険約款第3条のとおりとします。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、指定口座から振替が完了した日を領収日とします。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社が保険料相当額の入金を確認した後に発行します。

第5条 (口座振替不能の場合の取扱い)

所定の期日に口座振替不能であった場合は、当社は指定口座への保険料の再請求はおこなわず、保険契約者は当社へ保険料を遅滞なく払い込まなければなりません。

第6条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、テナント総合安心保険約款の規定を準用します。

別表1
用語の意味一覧表

用語	意義	用語	意義
按分 (あんぶん)	他に保険・共済等の契約がないものとして算出した各保険・共済商品の支払保険金・共済金の合計額が、損害の額を超えてしまう場合には、「各保険・共済の支払保険金・共済金の合計額＝損害額」となるように各保険・共済会社の支払保険金を調整して支払われます。これを按分するといいます。	再調達価額	現在所有する財物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。
いたづら	第三者の行為により入居物件または保険の目的に破損、き損、汚損の損害を受けたことをいいます。	失効	保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。
1事故あたりの支払限度額	1回の事故における補償の上限額をいいます。例えば、盗難による業務用什器備品保険金での「1事故50万円を限度」とは、1事故あたりの補償の限度額を意味しており、1契約で被保険者が複数名の場合であっても、1事故の補償の限度額は50万円となります。	自動車	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で、政令で定めるもの以外のものをいいます。(道路交通法第2条1項9号)
解除	いったん有効に成立した保険契約を一方向的に解消することをいいます。当社の約款では当社が一方向的に解消することをいいます。	支払責任額	他の保険契約がないものとして算出した保険会社等が支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
解約	保険契約者が保険契約を解除することをいいます。	重過失	少し注意すれば事故が起きなかったのに漫然と事態を見過してしまった場合を言います。過去の判例で次のような例が重過失と判断されています。 ・ 暖をとるために電気コンロをつけたまま眠り、寝具が触れて火災となった ・ 揚げ物の鍋を火にかけたまま台所を離れた間に油に引火して火災となった ・ 寝タバコが原因で火災となった ※ 軽度な過失であっても、それが2度目となると重過失という判例もあります。また、上記のような例であっても、状況によっては重過失と判断されない場合もあります。
火災	1. 人の意図に反しまたは放火により発生すること 2. 消火の必要がある燃焼現象であること 3. 火元から他のものに引火し、さらに自力で燃え広がる現象であること 4. 消火のために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすること 以上に掲げた4つの要件が全部含まれているものを火災といいます。	心神喪失	精神機能の障害のため意思能力を欠く状態にあることをいいます。
加入内容確認証	ご契約の内容をご確認いただくためにお渡しする確認証です。ご契約いただきました補償内容や取扱代理店などを明示しております。	親族	6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族を指します。(民法第725条)
給排水設備	共用部分または入居物件専用の上水道設備(スプリンクラー設備・装置を含みます)、下水道設備のことを指します。ただし洗濯機本体、エアコン(ドレン管を含めます)は給排水設備には含まれません。	責任無能力者	民法上、不法行為責任を負担しうる能力がない者をいいます。
業務用什器備品	業務用のオフィス家具や道具などのことをいいます。たとえば事務所の机・いす、飲食店のテーブル・いす、調理用器具などをいいます。なお、商品・製品・材料などは業務用什器備品には含まれません。	全焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。
原状回復	結果として生じている現在の状態を、それを生じさせた原因以前の状態に戻すことをいいます。	全損	損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法で「原付二種」と呼ばれる125cc以下の二輪車を原動機付自転車といいます。	損害の額	業務用什器備品保険の目的などで被保険者から申告された被害物の損害内容を当社が調査・査定し、算出・認定した金額のことをいいます。
故意	結果の発生を認識しながらそれを容認して行為するという心理状態を言い、保険金を目的とした放火や自殺のために行った放火などがこれにあたります。	損害賠償	他人に与えた損害を填補(てんぽ)し、損害がないのと同じ状態にすること。民法上、債務不履行と不法行為を主な原因とし、被害者はそれを請求する権利があります。
更新	保険契約期間の満了時に、新たに契約を結ぶことをいいます。	代位取得 (だいいいしゅとく)	第三者の行使できる権利を代わりに取得することをいいます。
構内	入居物件の所在する敷地内を指します。	第三者	被保険者、被保険者と生計を共にする同居の親族およびその使用人以外の者をいいます。
告知義務	保険契約申込者が保険を契約する際に、保険契約の条件を設定するための重要な事実を当社に申し出る義務のこと、および重要な事項について不実のことを申し出てはならない義務のことをいいます。	建具	外部に面した玄関ドアや窓または入居物件内部のドアや引戸のことを指します。
債権	特定の相手方に対して、特定の財産上の行為(支払い)を行うよう要求できる権利をいいます。	通知義務	保険を契約した後、契約時の条件に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が当社に連絡する義務のことをいいます。

用語の意味一覧表

用語	意義	用語	意義
テナント	事務所、小売店、飲食店などの業務をおこなうことを目的として賃借した入居物件のこと。ただし、その業務は、当社が契約を引受けすることができる業務内容のものに限ります。	免責	保険金が払われない保険契約上の事由をいいます。たとえば、戦争や内乱によって生じた事故、保険契約者などが自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故などによる損害については保険金を支払わないものがあります。
入居物件	被保険者が入居し、かつ保険契約申込書により告知された戸室または建物を指します。	免責金額	保険金が支払われる事故が生じた場合に、当社が保険金を支払わない範囲を指し、被保険者が自己負担をする金額をいいます。
入居物件の専用上水道管	戸室の止水栓から入居物件に入り込んだ内側の上水道管をいい、蛇口やシャワーヘッドまでを含みます。なお、入居物件内の給湯器および風呂釜については、水・お湯が通る熱交換器(ラジエーター)の部分のみ専用部分の上水道管に含むものとします。	約款(やっかん)	保険契約の条文のことをいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊、またはその現象のことをいいます。	床上浸水	起居など生活するために必要な床(フローリング、畳などの部分であり、玄関や土間のたたきの部分は除きます)を超えて浸水することをいいます。
半焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいいます。		
半損	損害の額が被害物件の再調達価額の20パーセント以上のもので全損に該当しないものをいいます。		
被保険者	保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。		
不法行為	故意または過失によって他人の権利を侵害し、その結果他人に損害を与える行為をいいます。加害者は、その損害を賠償する責任を負います。		
暴動	群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。		
保険期間	保険申込書に記載された補償期間をいいます。当社が責任を負う期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合のみ当社は保険金を支払います。		
保険金	保険事故により損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。		
保険金額	保険契約において設定する契約金額のこと。保険事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります(ただし、保険金の内容によっては別個の制限額の設定があります)。		
保険契約	保険契約申込者の申込みを当社が承諾することにより成立する契約のことをいいます。		
保険契約者	自己の名前で当社と保険契約を締結した人をいいます。保険契約者は、保険料を支払う義務があります。		
保険契約申込書	保険を契約する際に、保険契約申込者が署名または記名押印し、当社に提出する書類のことをいいます。		
保険の目的	保険をかける対象のことをいいます。この商品の「業務用什器備品保険の目的」とは被保険者の所有する業務用什器備品を指します。		
保険料	被保険者の被る危険を当社が負担するための対価として、保険契約者が当社に支払う金銭のことをいいます。		
無効	契約の効果がはじめから無いことをいいます。		

別表2 短期率表

経過月数	1年目		2年目		
	1年契約	2年契約	経過月数	1年契約	2年契約
1	64%	79%	13	-	38%
2	58%	75%	14	-	34%
3	52%	72%	15	-	31%
4	46%	68%	16	-	27%
5	41%	65%	17	-	24%
6	35%	62%	18	-	21%
7	29%	58%	19	-	17%
8	23%	55%	20	-	14%
9	17%	51%	21	-	10%
10	12%	48%	22	-	7%
11	6%	44%	23	-	3%
12	0%	41%	24	-	0%

別表3 重複契約の場合の支払按分計算について

●業務用什器備品保険金 表1

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	損害保険金の額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が表2の事故の種類ごとの支払限度額をこえない場合	-	この保険契約の支払責任額
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が表2の事故の種類ごとの支払限度額をこえる場合	イ:再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定のある保険契約のみ	$\text{表2の支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約で実際に支払う業務用什器備品保険金}$ ただし、他の保険契約がないものとして算出した業務用什器備品保険金を限度とする
	ロ:再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない保険契約のみ	$\text{表2の支払限度額} - \frac{\text{再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき業務用什器備品保険金の額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約で実際に支払う業務用什器備品保険金}$ ただし、他の保険契約がないものとして算出した業務用什器備品保険金を限度とする
	ハ:上記イ・ロの保険契約が同時に契約されている場合	$\left[\text{表2の支払限度額} - \frac{\text{再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき業務用什器備品保険金の額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} \right] \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定があるそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約で実際に支払う業務用什器備品保険金}$ ただし、他の保険契約がないものとして算出した業務用什器備品保険金を限度とする

●業務用什器備品保険金 表2

保険約款	事故の種類	1事故あたりの支払限度額
第30条第1項	火災	業務用什器備品保険の目的の再調達価額によって定めた損害の額
第30条第1項	破裂または爆発	
第30条第1項	落雷	
第30条第1項	風災・ひょう災・雪災(損害の額が20万円以上の場合)	
第30条第1項	建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊	
第30条第1項	給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故に伴う漏水・放水または溢水による水濡れ	
第30条第1項	騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	
第30条第2項第①号	業務用通貨	20万円(※1)または実際の損害の額のいずれか低い額
第30条第2項第②号	盗難	盗まれた業務用預貯金証書により現金を引き出されたことによる損害
第30条第2項第③号	盗難	交通機関の搭乗券
第30条第2項第④号	盗難	5万円(※1)または実際の損害の額のいずれか低い額
第30条第2項第④号		業務用什器備品(美術品・貴金属などで、1個または1組の価額が30万円を超えるものは補償対象外)
第30条第2項第④号		50万円(※1)または業務用什器備品保険の目的の再調達価額によって定めた損害の額のいずれか低い額 なお、30万円以下の美術品・貴金属などは、1個または1組10万円を限度とする
第30条第3項	いたずら	30万円(※1)または業務用什器備品保険の目的の再調達価額によって定めた損害の額のいずれか低い額
第30条第4項	水害	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったことにより業務用什器備品に損害が発生したとき
第30条第4項	水害	75万円(※1)または次の算式により算出した額のいずれか低い額 業務用什器備品保険金額または業務用什器備品保険の目的の再調達価額のいずれか低い額×5%(※2)

(※1) 他の保険契約にこの限度額をこえるものがあるときは、それらの限度額のうち最も高い額

(※2) 他の保険契約にこの支払割合をこえるものがあるときは、それらの支払割合のうち最も高い割合

●費用保険金 賠償責任保険 表3

支払責任額の合計額	損害保険金の額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が表4の事故の種類ごとの支払限度額をこえない場合	この保険契約の支払責任額
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が表4の事故の種類ごとの支払限度額をこえる場合	$\text{表4の支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約で実際に支払う保険金}$ <p>ただし、他の保険契約がないものとして算出した保険金を限度とする</p>

●費用保険金 賠償責任保険 表4

保険約款	保険金の種類	1事故あたりの支払限度額
第36条第1項第①号	臨時費用保険金	200万円(※1)または業務用什器備品保険金の30%(※2)のいずれか低い額
第36条第1項第②号	残存物取片づけ費用保険金	業務用什器備品保険金の10%(※2)または残存物の取片づけに必要な費用の実費のいずれか低い額
第36条第1項第③号	失火見舞費用保険金	100万円(※1)または業務用什器備品保険金額の20%(※2)もしくは損害が生じた世帯および法人の数に20万円(他の保険契約に、1被災世帯あたりの支払額が20万円をこえるものがあるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額)を乗じて得た額のいずれか低い額 業務用什器備品保険金額が業務用什器備品保険の目的の再調達価額を超えるときは、「業務用什器備品保険金額」を「業務用什器備品保険の目的の再調達価額」と読みかえる
第36条第1項第④号	地震火災費用保険金	業務用什器備品保険金額の5%(※2) 業務用什器備品保険金額が業務用什器備品保険の目的の再調達価額を超えるときは、「業務用什器備品保険金額」を「業務用什器備品保険の目的の再調達価額」と読みかえる
第36条第1項第⑤号	ドアロック交換費用保険金	3万円(※1)または交換費用の実費のいずれか低い額
第36条第1項第⑥号	ピッキング防止費用保険金	3万円(※1)または対応費用の実費のいずれか低い額
第38条第1項	修理費用 保険金	風災、物体の落下・飛来・衝突、盗難、いたずら
第38条第2項		凍結による専用上水道管の破損
第41条第①号イ	借家人賠償 責任保険金	火災、破裂または爆発
第41条第①号ロ		水濡れ
第41条第①号ハ		破損、き損または汚損
第41条第②号		訴訟、調停などの費用
第45条第①号	施設賠償 責任保険金	入居物件の使用または管理および業務の遂行に起因する事故
第45条第②号		訴訟、調停などの費用

(※1) 他の保険契約にこの限度額をこえるものがあるときは、それらの限度額のうち最も高い額

(※2) 他の保険契約にこの支払割合をこえるものがあるときは、それらの支払割合のうち最も高い割合